

岩手県選挙管理委員会告示第100号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

種別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームさくら爽	北上市さくら通り三丁目7番7号	令和6年10月9日